

## 議案第73号

### 職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例案

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第2項」を「から第3項まで」に改める。

第5条第1項中「配偶者が」を「配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

第7条第1号中「（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）」を削る。

第12条を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条による改正前の市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員又は職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例（平成29年大阪市条例第 号）による改正前の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員であった者が、この条例の施行の際現に承認を受けている配偶者同行休業（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）は、この条例による改正後の職員の配偶者同行休業に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の定めるところにより承認を受けた配偶者同行休業とみなす。

- 3 前項の規定の適用を受ける配偶者同行休業に係る改正後の条例第7条第2号の規定の適用については、同号中「労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定により就業しなくなった」とあるのは「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成3年大阪市条例第43号）第11条の規定により女子職員が分べんするための特別休暇を与えられることとなった」とする。

平成29年2月24日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

#### 説 明

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情を定めるとともに、教育委員会所管の学校の教員等の配偶者同行休業に関する特例を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

## 職員の配偶者同行休業に関する条例（抄）

(趣 旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、第2項、第6項から第8項まで及び第11項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業から第3項まで業（同条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

## 2 省 略

(配偶者同行休業の期間の延長)

第6条 省 略

(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第6条の2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他人事委員会がこれに準ずると認める事情とする。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと

(2) - (3) 省 略

(教育委員会所管の学校の教員等の配偶者同行休業)

第12条 職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第4条第1項第2号に掲げる高等学校等教育職給料表、小学校・中学校教育職給料表及び幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員の配偶者同行休業については、大阪府教育委員会の管理に属する学校の職員の例に準じて、別に教育委員会規則で定める。